

酸化エチレン滅菌ガスの排出にご注意ください



酸化エチレン滅菌装置をお使いの
医療機関へのお願い



滅菌の必要性 の確認

酸化エチレン滅菌装置で滅菌されている医療機器が、本当に酸化エチレン滅菌が必要かご確認ください。

- ① 高圧蒸気滅菌が使用できないか？
- ② 酸化エチレン滅菌に適しているか？

* 医療機器の添付文書をご確認いただくか、メーカーにお問合せください。

排ガス処理 装置を設置

排ガス処理装置を設置することで、酸化エチレンを99%以上除去できます。

装置の価格、サイズ、外観等は「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」（医療機関編）をご確認ください。

取組事例集はこちら



医療機関ができること

代替滅菌装置 に更新

代替が可能な場合酸化エチレン滅菌を止めて、別の低温滅菌方法に切り替えた病院もあります。

代表的な低温滅菌

- ・ 過酸化水素ガスプラズマ滅菌
- ・ 過酸化水素ガス滅菌
- ・ 低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌

* 参考：「手術医療の実践ガイドライン」

滅菌代行業者 に委託

滅菌を代行業者への外部委託に切り替えた病院もあります。

委託先の滅菌工場で酸化エチレンが適切に処理されていることをご確認ください。

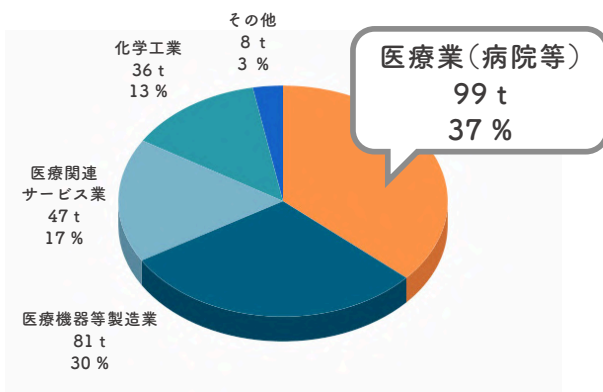
酸化エチレン（エチレンオキシド）は、 発がん性のある物質 ※ 国際がん研究所（IARC）の分類でグループ1 です！

- 大気汚染防止法では、事業者の責務として大気への排出・飛散の抑制が規定されています（法第18条の42）。
- 無色・無臭のため、患者や医療従事者、施設周辺の住民が、知らず知らずに曝露されている可能性があります。
- 環境排出や患者等への曝露に不安があるようでしたら、酸化エチレン濃度の測定をご検討ください。



有害大気汚染物質等の詳細はこちら 

酸化エチレンの約40%は病院から排出されていると推計されています！



酸化エチレンは、
病院や医療機器製造工場等で、
滅菌ガスとして使用されています。

注：医療業・化学工業は平成30年、
それ以外の業種は令和3・4年度の調査結果

全国医学部長病院長会議が「自主管理計画」を作成、医療機関の酸化エチレン排出抑制に向けた取組を進めています！

具体的な取組事項

- ① 滅菌装置を買い換える時は、**代替滅菌装置を購入**
- ② ①が難しい時は、**酸化エチレン滅菌を外部委託**
- ③ ①②が難しい時は、**排ガス処理装置を設置**
- ④ 大病院は装置の買い換えを待たずに積極的に①～③を実施



自主行動計画はこちら 